

中高層建築物等とは下表の建築物をいいます。

用 途 地 域	適 用 を 受 け る 建 築 物
1 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物及び地階を除く階数が3以上の建築物
2 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	(1) 高さが12.5メートルを超える建築物及び地階を除く階数が5以上の建築物 (2) 高さが10メートル以下の建築物で地階を除く階数が4のもの
3 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	高さが15メートルを超える建築物及び地階を除く階数が6以上の建築物